

令和2年三重県議会定例会  
戦略企画雇用経済常任委員会  
提出資料

◎ 所管事項

- 1 人事委員会の取組状況等について（人事委員会事務局）…………… 1頁
- 2 三重県監査委員監査基準の策定について（監査委員事務局）…………… 5頁
- 3 令和元年度財政的援助団体等監査結果について（監査委員事務局）…………… 11頁
- 4 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）について（出納局）…………… 39頁

令和2年3月9日

人事委員会事務局  
監査委員事務局  
出納局

◎所管事項説明

人事委員会の取組状況等について

人事委員会は、地方公務員法に基づく人事行政の専門機関として人事管理や給与などの諸課題について調査・研究を行い、毎年その成果を県議会及び知事に対して勧告・報告するとともに、組織を支える多様で優秀な人材の確保に努めています。

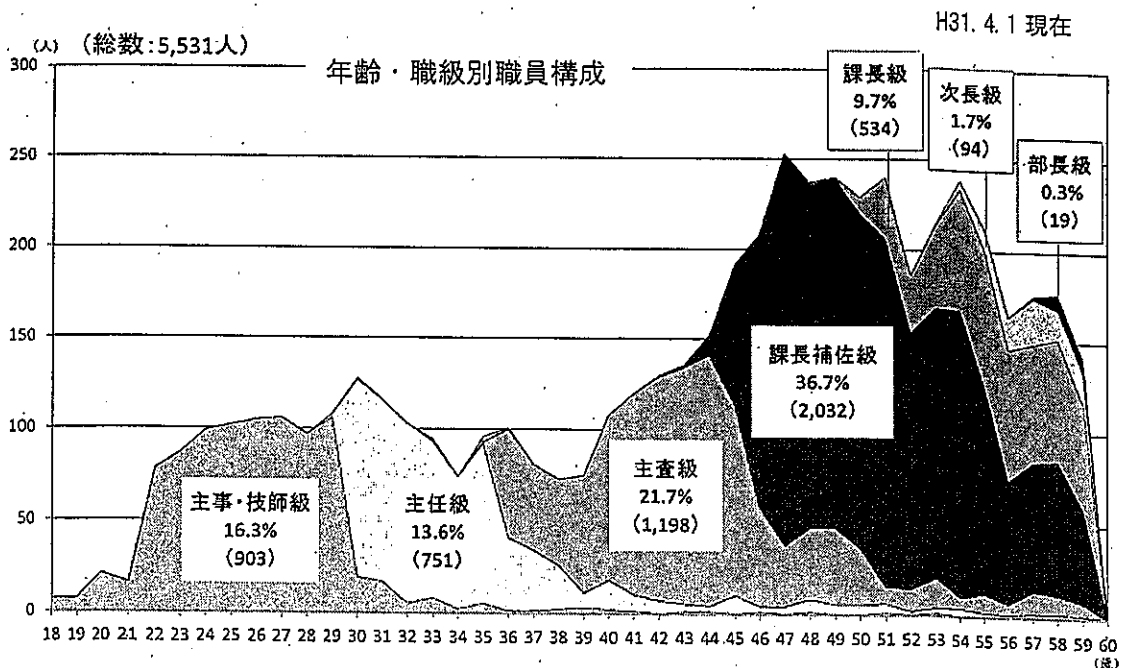
年度当初からの調査・研究をもとに、昨年10月に実施した人事管理・給与に関する人事委員会報告・勧告及びその後の任命権者や人事委員会の主な取組状況等については、以下のとおりです。

1 人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・若手・中堅職員に対し、今後、高齢層の職員が退職を迎え、現在高齢層の職員が担っている職務を少数の世代で担わなければならないこと、現在よりも早期にマネジメント層に登用される可能性があることを認識する必要性を報告。
- ・知事部局において「三重県職員人づくり基本方針」の改定が予定される中、改定のためのWG報告書に、職員構成の偏りなどに言及した人事委員会の報告内容が引用される。今後、三重県職員人づくり基本方針に反映される見込み。
- ・本県における採用状況の厳しさを踏まえ、ホームページ、パンフレットやTwitter等の媒体のほか、説明会等の直接的な訴えかけをする機会を活用し、仕事の内容、本県で働くことの魅力などを伝え、受験者確保に取り組む。

※職員採用試験については、資料1のとおり



## (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

- ・地方公務員法においては、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされており、任命権者が、各評語の水準に応じた適正な評価により、能力、実績に基づく人事管理を進めることの必要性を報告。
- ・人事評価における目標設置に関し、ストレッチゴール（※）の必要性を報告。三重県職員人づくり基本方針にも反映される見込み。

※ 個人や組織において、手を伸ばすだけでは届かず、背伸びをして手を伸ばさないと届かないような難度の目標

## (3) 長時間労働の是正

- ・知事部局について、平成 29 年の人事委員会報告から毎年、部局内の二極化解消に向けた取組の必要性について言及。
- ・令和元年5月、市町長に対し、連携・協力と、小中学校教員の総勤務時間の縮減に向けて取組を要請。
- ・平成 31 年4月から導入された時間外勤務の上制限を踏まえた適切な運用がなされるよう、各任命権者への勤務環境調査を実施。

## 2 給与

- ・『月例給は、公民較差（0.04%）が小さいため据え置き』『ボーナスは、勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引上げ（年間4.45月→4.50月）』と勧告し、昨年12月に議会と任命権者で勧告を踏まえた給与条例の改正を実施。

令和元年度三重県職員等採用候補者試験実施状況

資料1

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験			第3次試験		最終合 格者数	競争率		
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率				
三重県 職員 採用試験	一般 行政 分野	行政Ⅰ	約 44	305	247	81.0%	101	2.4	94	93.1%	63	-	-	63	3.9	
		行政Ⅱ	約 7	90	68	75.6%	24	2.8	22	91.7%	17	17	100.0%	13	5.2	
		行政Ⅲ	約 3	7	6	85.7%	1	6.0	1	100.0%	1	1	100.0%	1	6.0	
	福祉 分野	福祉技術	約 7	15	10	66.7%	5	2.0	5	100.0%	3	-	-	3	3.3	
	環境 分野	環境化学	約 6	20	17	85.0%	13	1.3	13	100.0%	6	-	-	6	2.8	
	A 自然 分野	農学	約 11	26	24	92.3%	19	1.3	19	100.0%	11	-	-	11	2.2	
		林学	約 7	17	14	82.4%	8	1.8	8	100.0%	7	-	-	7	2.0	
		水産	約 3	12	7	58.3%	6	1.2	3	50.0%	3	-	-	3	2.3	
	工学 分野	総合土木	約 10	27	24	88.9%	16	1.5	16	100.0%	12	-	-	12	2.0	
		建築	約 3	6	6	100.0%	5	1.2	4	80.0%	3	-	-	3	2.0	
	健康 衛生 分野	薬剤師	約 5	10	10	100.0%	7	1.4	6	85.7%	4	-	-	4	2.5	
		保健師	約 8	18	15	83.3%	11	1.4	11	100.0%	8	-	-	8	1.9	
		合 計	約 114	553	448	81.0%	216	2.1	202	93.5%	138	18	100.0%	134	3.3	
	B	行政(スポーツ)	約 2	5	2	40.0%	1	2.0	1	100.0%	1	-	-	1	2.0	
		警察事務	約 8	77	58	75.3%	12	4.8	10	83.3%	6	-	-	6	9.7	
		司書	約 2	12	12	100.0%	5	2.4	5	100.0%	2	-	-	2	6.0	
		合 計	約 12	94	72	76.6%	18	9.2	16	88.9%	9	0	0	9	8.0	
	C	一般行 政分野	一般事務	約 7	75	70	93.3%	18	3.9	18	100.0%	9	-	-	9	7.8
		自然 分野	農業	約 2	3	3	100.0%	3	1.0	3	100.0%	2	-	-	2	1.5
		工学 分野	総合土木	約 4	13	13	100.0%	10	1.3	9	90.0%	6	-	-	6	2.2
		警察事務	約 5	40	36	90.0%	15	2.4	14	93.3%	8	-	-	8	4.5	
	合 計	約 18	131	122	93.1%	46	2.7	44	95.7%	25	-	-	25	4.9		
	県職員合計	約 144	778	642	82.5%	280	2.3	262	93.6%	172	18	100.0%	168	3.8		

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験			第3次試験		最終合 格者数	競争率		
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率				
警察官 採用試験	A ①	男性	約 39	196	164	83.7%	137	1.2	119	86.9%	48	-	-	48	3.4	
		女性	約 4	63	56	88.9%	14	4.0	8	57.1%	7	-	-	7	8.0	
		語学	ポルトガル語	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		武道	柔道(男性)	約 1	1	1	100.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-
			柔道(女性)	約 1	1	1	100.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-
			剣道(男性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	0	0.0%	0	-	-	-	-
			剣道(女性)	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		情報技術	約 1	2	2	100.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
		小 計	約 49	264	225	85.2%	152	1.5	127	83.6%	55	-	-	55	4.1	
		A ②	男性	約 6	61	48	78.7%	21	2.3	21	100.0%	8	-	-	8	6.0
	女性		約 2	18	11	61.1%	7	1.6	7	100.0%	5	-	-	5	2.2	
	語学		ポルトガル語	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	武道		柔道(男性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	-	-	1	1.0
			柔道(女性)	約 1	1	1	100.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-
			剣道(男性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	-	-	1	1.0
			剣道(女性)	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計		約 13	82	62	75.6%	30	2.1	30	100.0%	15	-	-	15	4.1	
合 計	約 62	346	287	82.9%	182	1.6	157	86.3%	70	-	-	70	4.1			
B 4月	男性	約 29	131	106	80.9%	97	1.1	92	94.8%	38	-	-	38	2.8		
	女性	約 4	54	48	88.9%	14	3.4	14	100.0%	6	-	-	6	8.0		
	小 計	約 33	185	154	83.2%	111	1.4	106	95.5%	44	-	-	44	3.5		
	警察官合計	約 95	531	441	83.1%	293	1.5	263	89.8%	114	-	-	114	3.9		
市町立 小中学校 職員 採用試験	B 学校事務	約 25	164	123	75.0%	45	2.7	41	91.1%	27	-	-	27	4.6		
	C 学校事務	約 3	18	18	100.0%	7	2.6	7	100.0%	4	-	-	4	4.5		
	小中学校職員合計	約 28	182	141	77.5%	52	2.7	48	92.3%	31	-	-	31	4.5		
総合計	約 267	1,491	1,224	82.1%	625	2.0	573	91.7%	317	18	100.0%	313	3.9			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、三重県監査委員監査基準を次のように定める。

令和2年2月17日

三重県監査委員 山口 和 夫  
三重県監査委員 藤 根 正 典  
三重県監査委員 野 口 正  
三重県監査委員 内 田 典 夫

## 三重県監査委員監査基準

### 第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査をいう。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査をいう。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査をいう。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査をいう。） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

- (6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査をいう。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (8) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項の規定による審査をいう。） 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、毎会計年度1回以上、定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査をいう。）として実施するとともに、必要があると認めるときは、随時監査（同法第199条第5項の規定による監査をいう。）として実施するものとする。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度、正当な注意及び守秘義務）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行しなければならない。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門性）

第5条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査等執行計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

### (監査等執行計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等執行計画を策定するものとする。監査等執行計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等執行計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等執行計画を修正するものとする。

### (リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

### (内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

### (監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等執行計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

### (監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

### (各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

### (監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。



### 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出しなければならない。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて

て、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
  - (8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
  - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
  - 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
  - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
  - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
  - (4) 決算審査に係る意見の決定
  - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
  - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
  - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表しなければならない。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 令和元年度財政的援助団体等監査結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施しました監査について、同法同条第 9 項の規定に基づく結果に関する報告は、次のとおりです。

令和 2 年 3 月 5 日

三重県監査委員 山 口 和 夫  
三重県監査委員 藤 根 正 典  
三重県監査委員 野 口 正  
三重県監査委員 内 田 典 夫

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

#### 2 監査の対象・範囲等

##### (1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納その他の事務の執行状況を基本とし、出資団体においては、経営状況等も併せて監査した。

##### (2) 監査対象年度

原則として平成 30 年度を主体とした。

##### (3) 監査実施団体及び実施期間

監査対象団体選定基準に基づき、25 団体（内訳は「5 別表 [監査実施団体一覧]」参照）を選定のうえ、令和元年 11 月 19 日から令和 2 年 2 月 17 日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団体数	監査対象 団体数
出資団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資しているもの	9	28
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）	5	28
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	11	223
計		25	279

(注) 1 監査実施団体数は、実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

2 補助金等交付団体の監査対象団体数 223 については、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

### 3 監査の実施方法

監査実施 25 団体のうち、実地監査 10 団体、書面監査 15 団体を次の方法により実施した。

#### (1) 実地監査

監査委員が団体に出向き、事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を受け、聴取を行うなどして実施した。

#### (2) 書面監査

監査委員が在庁のまま、事務局職員による予備監査の結果に基づき実施した。

### 4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

#### (1) 出資団体

- ・ 出資の目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか
- ・ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか

#### (2) 公の施設管理団体

- ・ 施設の管理は、基本協定書に沿って適正に行われているか
- ・ 料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか
- ・ 基本協定書の成果目標は、達成されているか
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか

#### (3) 補助金等交付団体

- ・ 補助事業等の執行にかかる会計事務は、適正に行われているか
- ・ 補助事業の遂行状況、実績の確認等、県どの事務手続は、適正に行われているか
- ・ 補助金等の額は、適正に算定されているか
- ・ 補助等の目的に沿って事業が実施されており、効果をあげているか
- ・ 補助金等は、対象事業以外に流用されていないか
- ・ 補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか

5 別表 [監査実施団体一覧]

出資団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	四日市市	医療保健部	令和2年2月17日	書面
2	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター	津市	医療保健部	令和2年2月17日	書面
3	公益財団法人三重県救急医療情報センター	津市	医療保健部	令和2年2月17日	書面
4	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	環境生活部	令和2年2月17日	書面
5	公益財団法人三重県国際交流財団	津市	環境生活部	令和2年1月27日	実地
6	伊勢鉄道株式会社	鈴鹿市	地域連携部	令和2年1月23日	実地
7	公益財団法人三重県農林水産支援センター	松阪市	農林水産部	令和2年2月17日	書面
8	株式会社三重県松阪食肉公社	松阪市	農林水産部	令和2年1月17日	実地
9	一般社団法人三重県畜産協会	津市	農林水産部	令和2年2月17日	書面

公の施設管理団体（出資団体との重複1団体）

No	団 体 名 ( 施 設 名 )	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	日本環境マネジメント株式会社 (三重県立ゆめドームうえの)	埼玉県さいたま市 (伊賀市)	地域連携部	令和2年1月23日	実地
2	三重県森林組合連合会 (県営都市公園鈴鹿青少年の森)	津市 (鈴鹿市)	県土整備部	令和2年2月17日	書面
3	サンシャインパークGM (県営都市公園亀山サンシャインパーク)	亀山市	県土整備部	令和2年1月17日	実地
4	公益社団法人地域医療振興協会 (三重県立志摩病院)	東京都千代田区 (志摩市)	病院事業庁	令和2年1月27日	実地
5	有限会社熊野市観光公社 (三重県立熊野少年自然の家)	熊野市	教育委員会	令和2年2月17日	書面
【6】	【公益財団法人三重県文化振興事業団】 (三重県総合文化センター、三重県総合博物館及び三重県立美術館)	津市	環境生活部	令和2年2月17日	書面

(注) 【 】は、出資団体との重複団体である。

補助金等交付団体（出資団体等との重複7団体）

No	団体名 (補助対象名)	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	医療法人財団青木会 (青木記念病院)	桑名市	医療保健部	令和2年2月17日	書面
2	社会福祉法人三重豊生会 (ケアハウス伊勢度会彩幸)	度会町	医療保健部	令和2年1月27日	実地
3	社会福祉法人三重県社会福祉協議会	津市	医療保健部 子ども・福祉部	令和2年1月23日	実地
4	ふくし・くらしグループ合同会社 (地域生活支援センターひびき)	南伊勢町	子ども・福祉部	令和2年2月17日	書面
5	学校法人津田学園 (津田第一幼稚園他)	四日市市 (四日市市他)	子ども・福祉部 環境生活部	令和2年1月23日	実地
6	ヒノキブン株式会社 (三重CLT工場)	愛知県名古屋市 (いなべ市)	農林水産部	令和2年2月17日	書面
7	松阪漁業協同組合	松阪市	農林水産部	令和2年2月17日	書面
8	三重県職業能力開発協会	津市	雇用経済部	令和2年2月17日	書面
9	コスモ石油株式会社 (四日市製油所)	東京都港区 (四日市市)	雇用経済部	令和2年2月17日	書面
10	エイベックス株式会社 (多度工場)	愛知県名古屋市 (桑名市)	雇用経済部	令和2年2月17日	書面
11	ゲスタンプ・ホットスタンピング・ ジャパン株式会社	松阪市	雇用経済部	令和2年1月27日	実地
【12】	【地方独立行政法人三重県立総合 医療センター】	四日市市	医療保健部	令和2年2月17日	書面
【13】	【公益財団法人三重県生活衛生営業 指導センター】	津市	医療保健部	令和2年2月17日	書面
【14】	【伊勢鉄道株式会社】	鈴鹿市	地域連携部	令和2年1月23日	実地
【15】	【公益財団法人三重県農林水産支援 センター】	松阪市	農林水産部	令和2年2月17日	書面
【16】	【株式会社三重県松阪食肉公社】	松阪市	農林水産部	令和2年1月17日	実地
【17】	【一般社団法人三重県畜産協会】	津市	農林水産部	令和2年2月17日	書面
【18】	【公益社団法人地域医療振興協会】 (三重県立志摩病院)	東京都千代田区 (志摩市)	病院事業庁	令和2年1月27日	実地

(注) 【 】は、出資団体、公の施設管理団体との重複団体である。

## 第2 監査の結果及び意見

### 1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

#### ○改善を要する事項

項 目	事業の執行に関すること	会計事務等に関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に関するもの	4件	32件	(10件)	36件
所管部局に関するもの	4件	28件	(18件)	32件
合計	8件	60件	(28件)	68件

#### (1) 出資団体

事業運営について、出資の目的に沿って概ね適正に行われていたが、中期計画等に定める目標が未達成のものなどの事例が見受けられた。また、会計事務等について、備品の管理を適正に行っていないものなどの事例が見受けられた。

#### (2) 公の施設管理団体

中期経営計画に定める数値目標がすべて未達成のものや、県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託するなど基本協定書に定める事務処理を適正に実施していないものなどの事例が見受けられた。

#### (3) 補助金等交付団体

事業状況報告の内容に誤りがあり補助金の返還が必要なものや、実績報告や状況報告における必要書類の未提出、提出遅延、内容誤りがあり、所管部局においてこれらの書類の内容を十分に確認することなく処理しているものなどの事例が見受けられた。



## 2 監査の意見

### (1) 総括的意見

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、これまでも毎年度指摘してきたとおり、事前にチェックを行えば防止できたと思われる事案が今回も見受けられたので、所管部局においては、内部統制制度が令和2年度に導入されることも踏まえ、改めて、ミスの多い事例の検証やチェック機能の点検を行い、事務の適正な執行を確保するとともに、監査実施団体以外の団体も含め、所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

また、補助金について、返還を要する事例が1件見受けられたので、精査のうえ、過大交付額の返還処理を行うとともに、当該団体以外の団体も含め、平成30年度以前の当該補助金の交付額について確認されたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果を踏まえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

### (2) 主な意見

#### 事業の執行に関すること

- ① 出資団体や公の施設管理団体において、中期計画等に定める目標が未達成のものがあつたので、目標の達成に努められたい。

〔 三重県農林水産支援センター、三重県松阪食肉公社、地域医療振興協会 〕

#### 会計事務等に関すること（補助金等事務を除く）

- ① 出資団体の備品管理において、備品購入時の履行確認の記録を行っていないものや、備品台帳を作成していないものがあつたので、適正な事務処理に努められたい。

〔 三重県生活衛生営業指導センター、三重県救急医療情報センター、三重県畜産協会 〕

- ② 公の施設管理団体において、県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託しているものがあつたので、基本協定書に基づき適正な事務処理に努められたい。

〔 三重県森林組合連合会、サンシャインパークGM、熊野市観光公社 〕

#### 会計事務等に関すること（補助金等事務に限る）

- ① 事業状況報告の内容に誤りがあり、補助金を過大に受領していたものがあつたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

〔 津田学園 〕

- ② 補助金交付額に誤りがあったので、過大交付額の返還処理を行うとともに、当該団体以外の団体も含め、平成 30 年度以前の交付額について、適正かどうか確認されたい。また、今後、再発防止に努められたい。

〔 環境生活部 〕

- ③ 実績報告や状況報告において、必要書類を提出していないものや期限内に提出していないもの、内容が誤っているものがあつたので、適正な事務処理に努められたい。

〔 青木会、三重豊生会、三重県社会福祉協議会、三重県職業能力開発協会 〕

- ④ 実績報告や状況報告において、提出された書類の内容を十分に確認することなく処理しているものがあつたので、適正な事務処理に努められたい。

〔 医療保健部、子ども・福祉部、雇用経済部 〕

- ⑤ 仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について、交付要領等に定めていないので、規定を整備のうえ、補助事業者に明示するとともに、報告書の提出を求められたい。

〔 医療保健部、農林水産部、雇用経済部 〕

(3) 団体別の結果及び意見

団体別の結果及び意見については、次ページ以下のとおりである。

**出資団体**

**【地方独立行政法人三重県立総合医療センター】**

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：1,099,272,714円（県出資比率：100.0%）
補助金	①小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金：12,262,000円 小児・周産期医療を効率的に提供する体制の確保に必要な経費を補助する。（補助率 1/3）
	②感染症指定医療機関運営事業費補助金：5,735,000円 感染症法第60条の規定により、知事の指定を受けた設置者が行う、指定医療機関の運営に対して運営費等を補助する。（補助率 定額）
	③地域医療体制基盤整備事業補助金：1,252,000円 地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づき行う、地域医療連携システム設備整備事業等を補助する。（補助率 1/2）
負担金	④地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金： 1,859,769,000円 救急医療の確保に要する経費や高度医療に要する経費など、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない政策医療の実施に要する経費を負担する。（補助率 定額）
貸付金	⑤地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付金： 343,000,000円 地方独立行政法人三重県立総合医療センターが行う建設改良事業等に要する原資を貸し付ける。

**【監査結果及び意見】**

診療費自己負担金の未収金が近年大きく増加しており、平成30年度末現在329,152,076円となっているため、引き続き、未収金の回収及び発生防止に取り組まれない。

**【所管部局に対する意見】**

- (1) 診療費自己負担金の未収金が近年大きく増加しているため、未収金の回収と発生防止に努めるよう指導されたい。

（所管課名：医療保健部 医務国保課）

- (2) 事業内容等の軽微な変更の範囲について、交付要領で定めていなかったため、交付要領で明確に規定し、補助事業者に明示されたい。③

（所管課名：医療保健部 健康づくり課）

（注） 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関するものかを示す。

【公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：2,000,000円（県出資比率：40.0%）
補助金	生活衛生営業指導センター補助金：19,302,000円
	生活衛生関係営業対策事業に要する経費を補助する。（補助率10/10）

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
賞与引当金	ア 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
経理事務	イ 備品購入の手続において、履行確認を記録していなかった。

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：医療保健部 食品安全課）

【公益財団法人三重県救急医療情報センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：5,000,000円（県出資比率：47.5%）

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。
財務諸表	イ 「財務諸表に対する注記」において、固定資産の減価償却方法の一部を記載していなかった。 ウ 「附属明細書」を作成していなかった。
経理事務	エ 備品購入の手続において、契約伺いに記載すべき内容の一部を記載していなかった。 オ 備品購入の手続において、履行確認を記録していなかった。

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：医療保健部 地域医療推進課）

【公益財団法人三重県文化振興事業団】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：2,000,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設管理	施設名：三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む）
	平成30年度指定管理料：882,031,000円
	施設名：三重県総合博物館及び三重県立美術館
	平成30年度指定管理料：173,212,000円

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【公益財団法人三重県国際交流財団】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：394,251,444円（県出資比率：72.8%）

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【伊勢鉄道株式会社】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：144,000,000円（県出資比率：40.0%）
補助金	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金：66,073,442円 輸送の安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費を補助する。 (補助率 2/3 以内、1/6 以内)

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
未収金	ア 土地貸付料の未収金があった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 交通政策課)

- (2) 交付要領において、適用する関係要綱の条項を誤って記載していたので、交付要領を改正されたい。

(所管課名：地域連携部 交通政策課)

【公益財団法人三重県農林水産支援センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：1,663,000,000円（県出資比率：78.7%）
補助金	①農地中間管理機構事業費補助金：68,906,000円 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて実施する農地中間管理事業等の業務に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内）
	②公益財団法人三重県農林水産支援センター業務推進事業費補助金：13,684,000円 公益財団法人三重県農林水産支援センターの経営体質を強化し、円滑な業務の実施及び推進体制の強化を図るための業務推進活動に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内）
	③農用地利用集積特別対策事業費補助金（担い手経営発展支援事業）：2,658,481円 農業経営体の多様な経営課題に対応するために、農業経営相談所の開設、専門家派遣、法人化等に対する助成に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内）
	④青年農業者就農支援事業費補助金：186,000円 公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する就農促進及び就農支援資金の償還管理に係る事務等に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内）
貸付金	⑤就農支援資金貸付金：19,163,166円（平成30年度末貸付残高） 認定就農者に対する就農研修資金及び就農準備資金の貸付に要する原資を無利子で貸し付ける。

【監査結果及び意見】

(1) 第3期中期計画（平成27～30年度）において、農地中間管理事業による農地の担い手集積面積など3項目の数値目標を定めているが、いずれも未達成であった。

第4期中期計画（令和元～5年度）においては、事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 貸付金の償還金等の未収金があった。⑤
未収金	イ 農業用機械のリース料の未収金があった。
経理事務	ウ コピー機のリース契約において、履行確認を記録していなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 第3期中期計画における数値目標がいずれも未達成であったので、第4期中期計画においては、事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、団体が目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関するものかを示す。



【株式会社三重県松阪食肉公社】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：32,396,000円（県出資比率：32.4%）
補助金	県産食肉安定供給施設支援事業費補助金：40,250,000円 松阪食肉流通センターを安定的に運営するために必要な施設維持対策等に要する経費を補助する。 （補助率 1/2 以内）

【監査結果及び意見】

平成30年度決算における純損益は約2,356万円の赤字となっており、29年度に比べ約1,663万円改善しているものの、27年度から4期連続の赤字である。

また、中期経営改善計画（平成30年度～令和2年度）を策定し、事業年度ごとに計画値を定めて進捗管理をしているが、平成30年度は18項目中、牛のと畜頭数など7項目が未達成となっている。

安定的な経営基盤を確立するため、引き続き、中期経営改善計画の着実な推進を図るとともに、収支の改善に積極的に取り組み、経営の健全化に努められたい。

【所管部局に対する意見】

平成27年度以降4期連続で純損益が赤字となっていることから、中期経営改善計画の達成に向け指導・助言等を行うとともに、安定的な経営基盤を確立し経営の健全化が図られるよう助言等を行われたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

【一般社団法人三重県畜産協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：78,300,000円（県出資比率：47.2%）
補助金	畜産振興事業費補助金：1,000,000円
	畜産経営体の経営体質強化・技術力向上等の畜産振興対策を総合的に推進するために要する経費を補助する。（補助率 1/3 以内）

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていないかった。
貸借対照表の公告	イ 定款に定める方法で貸借対照表の公告を行っていないかった。
備品管理	ウ 経理規程に定める備品台帳を作成しておらず、現物との照合も行っていないかった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

- (2) 仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について、交付要領等に定めていないので、規定を整備のうえ、補助事業者に明示するとともに、報告書の提出を求められたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

**公の施設管理団体**

**【日本環境マネジメント株式会社】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立ゆめドームうえの
	平成 30 年度指定管理料：40,044,000 円

**[監査結果及び意見]**

概ね適正に処理されていた。

**【三重県森林組合連合会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園鈴鹿青少年の森
	平成 30 年度指定管理料：43,569,000 円

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	ア 基本協定書に定める県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
個人情報保護	イ 基本協定書に定める個人情報の作業従事者の変更について、あらかじめ県に報告していなかった。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

【サンシャインパークGM】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園亀山サンシャインパーク
	平成 30 年度指定管理料：22,400,000 円

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
事業報告書	ア 基本協定書に定める事業報告書を期限内に提出していなかった。
再委託の承認	イ 基本協定書に定める県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類を期限内に提出していなかった。
管理文書	エ 文書整理保存要領に定める件名目録等を作成していなかった。

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

【公益社団法人地域医療振興協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立志摩病院
	平成 30 年度指定管理料（政策的医療交付金）：524,630,000 円
交付金	①経営基盤強化交付金：69,286,605 円
	効率的な運営を行ってもなお経常損失が生じる場合に指定管理者の経営基盤を強化するために交付する。（補助率 定額）
貸付金	②志摩病院運転資金貸付金：600,000,000 円
	管理業務を行うにあたって運転資金に不足が生じる場合に原資を貸し付ける。

〔監査結果及び意見〕

- (1) 中期経営計画（平成 29 年度～令和 2 年度）に定める数値目標について、平成 30 年度は 5 項目すべてが未達成となっているので、地域のニーズに応え、診療体制の充実を図ることなどにより、目標の達成に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
契約方法	ア 業務委託契約の日付が、決裁日より遡った日付になっていた。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 中期経営計画に定める数値目標がすべて未達成なので、目標が達成できるよう、指導、助言等を行われたい。  
(所管課名：病院事業庁 県立病院課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
(所管課名：病院事業庁 県立病院課)

【有限会社熊野市観光公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立熊野少年自然の家 ----- 平成 30 年度指定管理料：42,267,000 円

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	ア 基本協定書に定める県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
個人情報保護	イ 基本協定書に定める個人情報保護責任者及び作業従事者の書面による県への報告を行っていなかった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課)

- (2) 団体所有の備品が、県有管理備品として年度協定書に記載されていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。

(所管課名：教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課)

**補助金等交付団体**

**【医療法人財団青木会（補助対象：青木記念病院）】**

財政的援助等の内容	
補助金	①救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金：1,927,000円 病院群輪番制等に参加する病院の救急担当医の確保に要する経費の一部を補助する。 (補助率 1/2)
	②三重県病院内保育所運営費補助金：983,000円 病院及び診療所に従事する職員のための保育施設運営に要する経費の一部を補助する。 (補助率 2/3)
	③回復期病床転換事業補助金：37,746,000円 回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟に転換するための施設整備に要する経費の一部を補助する。 (補助率 1/2)
	④三重県新人看護職員研修事業費補助金：185,000円 新人看護職員研修の実施に要する経費の一部を補助する。 (補助率 1/2)

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告において、必要書類の竣工検査書の写しを提出していなかった。③

**[所管部局に対する意見]**

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③  
(所管課名：医療保健部 地域医療推進課)
- (2) 実績報告において、必要書類の竣工検査書の写しを徴取せずに、補助金の額の確定を行っていたので、交付要領に基づき適正な事務処理を行われたい。③  
(所管課名：医療保健部 地域医療推進課)
- (3) 交付決定通知書（指令書）において、交付決定先の団体の名称を誤って記載していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①  
(所管課名：医療保健部 地域医療推進課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関するものかを示す。

【社会福祉法人三重豊生会（補助対象：ケアハウス伊勢度会彩幸）】

財政的援助等の内容	
補助金	①軽費老人ホーム運営費補助金：34,765,000円 軽費老人ホームの運営に要する費用の一部を補助する。 (補助率 定額)
	②高齢者福祉施設整備費借入金利子補給補助金：136,500円 高齢者福祉施設等の設置者が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る利子の支払いに要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告書を交付要領に基づき通知した期限内に提出していなかった。②

【所管部局に対する意見】

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②

(所管課名：医療保健部 長寿介護課)

(2) 交付申請の取下げについて、交付要領と異なる期限を交付決定通知書で定めていたので、交付要領に定める期限を通知されたい。②

(所管課名：医療保健部 長寿介護課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関するものかを示す。



【社会福祉法人三重県社会福祉協議会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①社会福祉研修センター事業費補助金：10,007,000円 三重県社会福祉協議会が行う社会福祉研修センターの事業に要する経費を補助する。(補助率 10/10)
	②福祉活動指導員設置費補助金：38,000,000円 福祉活動指導員等の設置に要する経費を補助する。(補助率 10/10)
	③生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：181,327,000円 三重県社会福祉協議会が設置する日常生活自立支援センターの運営に要する経費を補助する。(補助率 10/10)
	④保育士修学資金等貸付事業費補助金：31,228,000円 修学資金等の貸付に要する経費を補助する。(補助率 10/10)

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 状況報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。① イ 実績報告において、補助対象経費の計上誤りがあった。(補助金の確定額に影響はない。)②

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②

(所管課名：医療保健部 長寿介護課、子ども・福祉部 地域福祉課)

- (2) 実績報告において、補助対象経費の計上誤りがあったが、内容を十分に確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②

(所管課名：子ども・福祉部 地域福祉課)

- (3) 仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について、交付要領等に定めていないので、規定を整備のうえ、補助事業者に明示するとともに、報告書の提出を求められたい。①

(所管課名：医療保健部 長寿介護課)

- (4) 交付要領において、変更交付申請書の提出時期を別途定めることとしているが、定めていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。④

(所管課名：子ども・福祉部 少子化対策課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関するものかを示す。

【ふくし・くらしグループ合同会社（補助対象：地域生活支援センターひびき）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	障害者施設整備事業費補助金：100,362,000円
	障害福祉サービス事業所の施設整備に要する経費の一部を補助する。 (補助率 3/4)

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

【学校法人津田学園（補助対象：津田第一幼稚園、津田第二幼稚園、津田三滝幼稚園、津田桑名幼稚園、津田大山田幼稚園、津田学園小学校、津田学園中学校、津田学園高等学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立幼稚園等振興補助金：251,165,000円 私立幼稚園等の運営に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金：10,976,000円 心身障がい児への特別支援教育に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立高等学校等振興補助金：379,453,000円 私立高等学校等の教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
交付金	④私立高等学校等就学支援金事務費交付金：757,000円 就学支援金の支給事務に要する経費を交付する。(補助率 定額)

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 事業状況報告の内容に誤りがあり、補助金を過大に受領していた。③

【所管部局に対する意見】

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③

(所管課名：環境生活部 私学課)

(2) 補助金交付額に誤りがあったので、過大交付額（平成30年度分146,000円）の返還処理を行うとともに、当該団体以外の団体も含め、平成30年度以前の交付額について、適正かどうか確認されたい。また、今後、再発防止に努められたい。③

(所管課名：環境生活部 私学課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関するものかを示す。

【ヒノキブン株式会社（補助対象：三重CLT工場）】

財政的援助等の内容	
補助金	合板・製材生産性強化対策事業費補助金（H29繰越分）：95,612,000円 生産性向上等の体質強化のための合板・製材工場等の施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 補助対象事業に関する収入及び支出の証拠書類の一部を備えていなかった。

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 森林・林業経営課)

【松阪漁業協同組合】

財政的援助等の内容	
補助金	強い水産業づくり施設整備事業費補助金（H29繰越分）：17,000,000円 水産業強化支援、水産物輸出拡大施設整備、水産業競争力強化緊急施設整備及び農山漁村振興に必要な共同利用施設等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【三重県職業能力開発協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	技能向上対策費補助金：46,349,892円
	技能検定の実施等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	<p>ア 実績報告等において、補助対象経費の計上誤りがあった。 (補助金の確定額に影響はない。)</p> <p>イ 実績報告書の提出日付が、決裁日よりも遡った日付になっていた。</p> <p>ウ 補助対象備品の購入において、履行確認書類を作成していなかった。</p>

[所管部局に対する意見]

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用対策課)

(2) 実績報告等において、補助対象経費の計上誤りがあったが、内容を十分に確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用対策課)

(3) 仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について、交付要領等に定めていないので、規定を整備のうえ、補助事業者に明示するとともに、報告書の提出を求められたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用対策課)

【コスモ石油株式会社（補助対象：四日市製油所）】

財政的援助等の内容	
補助金	四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金：10,000,000円
	四日市コンビナート事業者の事業継続計画（BCP）等に基づく強靱化対策関連事業の実施に要する経費の一部を補助する。 (補助率 1/3 以内)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【エイベックス株式会社（補助対象：多度工場）】

財政的援助等の内容	
補助金	①中小企業高付加価値化投資促進補助金：10,000,000円
	中小企業が自らの経営戦略に基づいて新たに県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を補助する。 (補助率 1/10 以内)
	②成長産業立地補助金：14,768,000円
	県内へ立地する成長産業分野の企業に対し、建物、機械設備等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 12/100)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【ゲスタンプ・ホットスタンピング・ジャパン株式会社】

財政的援助等の内容	
補助金	外資系企業アジア拠点立地補助金：90,000,000円
	認定企業の立地に要する経費を補助する。 (補助率 20/100)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。



## 行政運営4 適正な会計事務の確保

### めざす姿（令和5年度末での到達目標）

会計事務の担当職員一人ひとりが、高いコンプライアンス意識を持って、法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。また、県歳入金の収納方法が多様化し、県民の皆さんの利便性が向上しています。

### 現状と課題

- 適正な会計事務の確保のため、きめ細かな相談、事前・事後の検査とフォローアップ、会計事務の基礎から専門的な業務に係る各種研修を実施し、担当職員のさらなる能力向上や会計事務におけるコンプライアンスの徹底を図る必要があります。
- 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を確保するため、国の会計制度、社会情勢の変化などをふまえ、必要な会計規則等の見直しを行うとともに、適正な財務会計制度の運用を行う必要があります。
- 厳しい財政状況が見込まれる中、資金を適正に管理するとともに、極めて低い金利水準が続く状況においても、運用益確保のため、より効率的な運用について検討していく必要があります。
- 会計事務職員が担当する業務を適正かつ円滑に実施するため、電算システム（財務会計システム、電子調達システム（物件等））を安定的に稼働させる必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

会計事務に対する県民の皆さんの信頼を高めるため、担当職員の能力と会計事務のコンプライアンス意識の向上に取り組みます。

県民の皆さんの利便性を向上させるため、県歳入金の収納方法について、キャッシュレス決済の導入など収納方法の多様化を進めます。



**取組方向**

■ 基本事業1 会計事務の支援

会計事務の担当職員が適正に事務を行えるよう、業務に関する相談などの日常的なサポートを行います。会計事務に対するさまざまな知識の習得およびコンプライアンスの徹底を図るため、各種研修や事前・事後の検査を実施し、担当職員の能力向上を支援します。

また、公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を確保するため、国の会計制度、社会情勢の変化などをふまえ、会計規則等の見直しを行うとともに、適正な財務会計制度の運用を行います。

■ 基本事業2 公金の適正な管理・執行

公金の適正な管理を行うとともに、支払資金の安定的な確保や資金の安全で効率的な運用を行います。また、電算システムの安定稼働に取り組むことにより、会計事務を担当する職員を支援するとともに、公金を適正に執行します。

さらに、県民の皆さんの利便性を向上させるため、県歳入金の収納方法について、キャッシュレス決済の導入など収納方法の多様化に向けた検討を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出納局が実施する事後検査による指導件数および県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数（実施1か所あたり）	0.74 件	0.66 件	出納局が実施する事後検査による指導数を実施箇所で除した数値と、定期監査結果の財務事務の執行に関する意見を監査実施箇所数で除した数値の平均値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出納局が行う会計支援の有益度	92.6%	95.0%	出納局が各所属の会計事務職員に対して行う研修等の会計支援事務について、アンケート調査により有益と回答した職員の割合
出納局が所管する電算システムの利用満足度	80.0%	90.0%	出納局が所管する電算システム（財務会計システム、電子調達システム（物件等））について、アンケート調査により満足と回答した職員の割合

行政運営の取組の数値目標（出納局関係分）

行政運営4	主指標	新規	出納局が実施する事後検査による指導件数および県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数（実施1か所あたり）	適正な会計事務を確保するために、出納局では、会計事務にかかる相談、検査および各種研修を実施し、各所属の支援を行っています。出納局が実施する事後検査の指導件数および定期監査による意見数は、出納局の取組の成果をあらわす指標として適切であることから選定しました。	適正な会計事務を実現するため、さらに毎年度事務手続きの精度を上げていくことにより意見数を減らし、現状値の0.74件を段階的に引き下げていくことをめざし、目標値を設定しました。	0.74件	0.66件
行政運営4	副指標	継続	出納局が行う会計支援の有益度	出納局が行う研修等を通じて、不適切な事務処理の未然防止と会計事務職員の育成度を把握する必要があることから選定しました。	不適切な会計事務の防止を図るためには、有益な会計支援の実現が不可欠であるとの考えから、第二次行動計画に引き続き95%を目標値として設定しました。	92.6%	95.0%
行政運営4	副指標	新規	出納局が所管する電算システムの利用満足度	適正な会計事務を支える電算システムの安定稼働をはじめ、職員が円滑に操作ができる信頼性の高いシステムを提供するため、機能改善の実施や、操作研修、チェックリストの策定等を行っています。これらの取組結果を把握する必要があることから選定しました。	職員が効率的に業務を処理するためには、電算システムに対する職員の利用満足度の向上が不可欠であることから、現状値の80%を段階的に引き上げていくことをめざし、目標値を設定しました。	80.0%	90.0%